

公 告 第 347 号

平成 22 年 7 月 20 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

財産管理規程の一部変更について

平成 22 年 7 月 14 日開催の第 61 回組合会において、財産管理規程の一部変更について承認されました。

この変更は、平成 19 年度税制改正において、減価償却制度の改正が行われたことに伴い変更したもので、組合規約第 52 条の規定により公告いたします。

記

【現行】	【変更後】
<p>第6章 減価償却 (準備金である建物の減価償却)</p> <p>第25条 準備金を規約第 51 条第 8 号の規定に基づき建物で保有するときは、～</p> <p><u>(固定資産の減価償却)</u></p> <p>第26条 <u>土地を除く有形固定資産は、取得価額(建物を準備金と共有する場合は、準備金である建物で保有する分を除く)の 1 割を残し、毎年度末定額法により、減価償却額を行うものとする。</u></p> <p><u>2. 減価償却額は、次の方式により算出するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">取得価額 減価償却額 = $\frac{\text{取得価額}}{\text{耐用年数}} \times 0.9$</p> <p><u>3. 事業年度の途中において取得した固定資産の当該年度の償却額は、前項により算出した額の平均月額に、取得月から年度末までの月数を乗じた額とする。</u></p> <p>(耐用年数)</p> <p>第27条 前条により減価償却する場合における耐用年数は、「<u>固定資産の耐用年数等に関する省令(昭和 49 年 4 月 18 日大蔵省令第 35 号)</u>」の定めるところによる。</p>	<p>第6章 減価償却 (準備金である建物の減価償却)</p> <p>第25条 準備金を規約第 49 条第 1 項第 8 号の規定に基づき建物で保有するときは、～</p> <p><u>(固定資産の減価償却)</u></p> <p>第26条 減価償却の方法は、毎年度定額法による減価償却とする。なお、この場合における減価償却額の計算は、次の計算式によることとし、耐用年数経過時点に 1 円まで償却すること。</p> <p style="text-align: center;">減価償却額 = 取得価格 / 耐用年数</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第27条 前条により減価償却する場合における耐用年数は、法人税法等関係法令の定めるところによる。</p>

(中古資産の耐用年数)

第28条 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は、前条で定める耐用年数から経過年数を控除した年数を、当該固定資産の耐用年数とみなす。

(中古資産の耐用年数)

第28条 耐用年数の一部を経過した固定資産（中古固定資産）を取得し、その将来の残存耐用年数が明らかでない場合は、前条で定める耐用年数から経過年数を控除した年数を当該資産の耐用年数とみなし、償却額を計算することとする。

付則

この規程変更は平成 22 年 8 月 1 日より適用する。